

川上直哉 様

「憲法改正」に関するコメンテーター・アンケートのお願い

(趣旨)

憲法改正を争点とした7月の参院選で、自主憲法制定を党是とする自民党が圧勝しました。安部晋三首相は「憲法改正は私の歴史的使命」と語っており、今後、憲法第9条の改正の布石として、憲法改選案の発議要件を定める憲法第96条の改正が進められようとしています。

憲法第9条には第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、第2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と戦争放棄および戦力の不保持が謳われています。

これを変更して、集団的自衛権の行使、国防軍（自衛軍・防衛軍）の軍隊の保持を認めようというのが、安倍政権が目指している主な改正点です。

竹島や尖閣諸島をめぐる韓国や中国等の緊張関係も相まって、安部首相の保守的な姿勢が支持され、各種アンケート調査では改憲に賛成する人たちが50%を超えています。また、日本維新の会、みんなの党なども改憲に前向きであり、改憲への動きが現実味を帯びつつあります。

これに対して、宗教界、宗教者がどう考え、どう対処していくべきなのかについてコメンテーターの皆様のご意見を聞かせて頂きたいと願い、下記の設問を準備しました。

ご回答のほど、よろしくお願いします。

中外日報社編集局

「憲法改正」に関するコメンテーター・アンケート

質問および回答用紙

設問① 憲法改正に関する是非

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 改正の是非は条文による
- 4 どちらとも言えない・わからない・その他

(その理由は何ですか)

9条や96条の改正には、反対です。ただ、第一条以下については、天皇の項目から国会の役割まで、明治憲法以来の継承が多くあり、慎重な議論と広範な合意を得た上で変更すべき点が、多々あると思われます。

設問② 改正について定めた 96 条改正に関する是非

- 1 賛成
- 2 賛成だが 96 条の先行改正はすべきではない
- 3 平和主義・基本的人権の尊重など基本原理は従来通り（両院の 3 分の 2 以上）とし、他は「過半数」とすべきだ
- 4 反対
- 5 わからない・その他

(その理由は何ですか)

憲法は constitution の訳語に過ぎません。それは「土台・基盤→基本設計・枠組み」程度の意味のみを持ちます。つまり「国の土台・基盤・基本設計・枠組み」です。「国」とはつまり、ある種の統治機構概念(ある種の想念)が具現化したものです。だからそれは、常にどうしても、一種のゴーレムのようなもの(怪獣リヴァイアサン!)となります。ですから、国というものは、そもそもとても強烈に強力なものか、全く機能しないものとなります。少なくとも日本の場合は、それは強力なものとして機能して、現在まで至りました。日本という国は、言語と教育機関の運用に優れた国家として進化発展し、既にその枠内に住む人々の意識まで変えてしまうほどの力を持っています(だから、一億もの人々を統治できるのです)。それは原発のようなもので、一歩間違えれば大惨事を生み出します。その基本設計・基盤・枠組み・土台が、所謂憲法と訳されている「constitution」なのです。

上記の事柄は、constitution を巡る基本的な一般常識です。大学の教養課程で、最低限、このことは学んでおかねばならないはずの事柄です。

憲法改正(土台・基盤・基本設計・枠組みの変更)を、臨機応変しよう、そのために過半数で会見を決めよう、というのは、以上のような基本的な一般常識が欠如している証拠だと思います。そうした認識が、おそらく、国家の暴走を招くのでしょう。危惧しています。

設問③ 自衛権についてどうお考えですか

- 1 現憲法は9条で自衛権も否定しており、自衛隊は違憲である
- 2 独立国である限り固有の自衛権はあるが、それは個別的自衛権のみであり集団的自衛権の行使は許されない
- 3 固有の自衛権があり、それは個別的自衛権と集団的自衛権からなり、集団的自衛権の行使も可能である。その旨を憲法に明記すべきである。
- 4 わからない・その他

(その理由は何ですか)

当然ながら、自然権として、自衛権は(「個別」であれ「集団的」であれ)あります。ただ、その行使においては、武力を用いてはいけないという縛りがあるのが、現行憲法です。自衛隊は、「抑止力」(その有効性や当否はさておき)としてのみ、合憲です。自衛権を武力行使によって行わないための工夫です。ただしそれは、「張子の虎」でなければならない、というのが、現行憲法の示すところだと思います。自衛隊を「サンダーバード」化する提案が、一部政党から出ていました。その実現を、願っています。

設問④ 自民党憲法草案で創設を提案している「国防軍」について

- 1 自衛隊も国防軍も軍隊であり不必要
- 2 今の自衛隊でよい
- 3 わが国の安全保障上、国防軍(文民統制下にある)は必要である
- 4 わからない・その他

(その理由は何ですか)

上記「張子の虎」として、「自衛隊」は十分に機能していると思うからです。名称を変えれば、「張子の虎」は、本物の虎になるかもしれません。

設問⑤ 自民党草案では、「国民の自由及び権利」について、これまで自由及び権利の濫用を制限する条件であった「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」に改められようとしていますが、この点についてどうお考えですか

- 1 草案の改正でよい
- 2 「公益及び公の秩序」とすれば、拡大解釈され、国民の自由及び権利が不当に侵害される恐れがある
- 3 わからない・その他

「公益」とは、「官製の公の利益」と読めます。「公の秩序」も、「官製の秩序」と読めます。これまでの「公共」を巡る哲学の議論は、「公＝おおやけ」は「大きな家」を意味する和語であり、それは伝統的に「天皇を頂点に置く家族的集団」を意味してきました。その傾向は、しばらく続くでしょう。ですから、新しい言葉である「公共」が生み出され、整備されてきたという背景があります。そうした議論への無知が、自民党草案には顕著に表れています。

設問⑥ 自民党草案は、信教の自由を定めた第 20 条の第 3 項で、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないもの」について、国及び地方自治体の関与を認めるとの主旨の条文を追加しましたが、これについてどうお考えですか

- 1 草案の改正でよい
- 2 地鎮祭や玉串料など、これまで裁判でその違憲性が争われてきた国や地方自治体の行為を正当化しようとするものであり反対。首相、閣僚の靖国参拝にも道を開く恐れもある
- 3 わからない・その他

端的に、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲」を、だれが決めるのかという大問題があります。これまでの通りであれば、国家が決めるのでしょうか。それは、宗教というものを理解していない暴挙です。

設問⑦ 今回の憲法改正の動きについてご意見があれば自由にお書き下さい

余りにも、草案の内容が杜撰なので、逆に楽観視しています。ただ、これが現実になれば、悪夢となるでしょう。今は何より、大学における教養教育が全く機能していないことが、この間の議論で露呈していることに危惧を覚えます。近代社会以降の基礎教養なしに社会に出る人々によって、これだけの経済大国が、運営されているということ。そのことに、寒気を覚えます。

以上です。ご協力ありがとうございました。